

令和3年12月17日

1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	22番	角田	恵一
11番	萩尾	洋			

2. 欠席議員

21番 松崎 辰義

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	井手	勇一
事務局長補佐	檀	公彦
事務局参事補佐兼次長	高山	康博
書記	中島	知子

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市	松崎	賢明
副	市	松尾	一秋
教	育	橋本	吉史
総	務	原	亮一
企	画	石井	稔郎
市	民	牛島	憲治
健	康	橋本	妙子
建	設	山	口英二
教	育	原	信也
総	務	秋	山勲
財	政	田	中和己
新	庁	石	川幸一
税	務	丸	山隆
福	祉	栗	山哲也
子	育	平	島英敏

## 議事日程第6号

令和3年12月17日（金） 開議 午前10時

### 日 程

- 第1 委員長報告
  - ・質 疑
  - ・討 論
  - ・採 決
- 第2 議案上程・説明
- 第3 議案審議
  - ・質 疑
  - ・討 論
  - ・採 決

---

### 本日の会議に付した事件

#### 第1 委員長報告

議案第63号 令和3年度八女市一般会計補正予算（第8号）

請願第7号 知的障害者が安心して暮らせる入所施設の新設を求める政府への意見書提出  
についての請願

請願第8号 尖閣諸島をはじめ領土・領海などを守る法整備などに関する意見書案の提出  
を求める請願

#### 第2 議案上程・説明

議案第71号 工事契約の締結について（八女市新庁舎建設工事）

議案第72号 令和3年度八女市一般会計補正予算（第10号）

議案第73号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

委員会提出議案第8号 尖閣諸島をはじめ領土・領海などを守る法整備などに関する意見  
書

#### 第3 議案審議

- ・質 疑
- ・討 論
- ・採 決

---

午前10時 開議

**○議長（角田恵一君）**

皆様おはようございます。定例会最終日でございます。よろしくお願い申し上げます。

21番松崎辰義議員からの欠席届を受理しております。

お知らせいたします。委員長報告書、追加議案及び提案理由書をタブレットに配信しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条のただし書の規定によりタブレットに配信しておりますので、御了承願います。

**日程第1 委員長報告**

**○議長（角田恵一君）**

日程第1. 委員長報告を行います。

本定例会において、予算審査特別委員会に付託されました議案第63号 令和3年度八女市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案について、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

**○予算審査特別委員会委員長（中島信二君）**

皆さんおはようございます。予算審査特別委員会に付託されました議案第63号 令和3年度八女市一般会計補正予算（第8号）につきましては、2回の全体会を開催し、総務文教分科会、厚生分科会及び建設経済分科会の各委員長からの報告を受け、採決の結果、議案第63号は全会一致で原案のとおり認めることに決したことをまず御報告いたします。

以下、各分科会からの報告事項を申し上げます。

まず、総務文教分科会でございます。

ふるさと支援寄附金について、直近の寄附金合計額はどの程度かとの質問に対し、11月末の見込額として、約510,000千円の寄附をいただいているということでした。

また、小中学校の図書購入について、購入する図書はどのように決めているかとの質問に対し、学校司書が児童生徒に希望を聞いたり、各教諭から授業に必要な図書を聞くなど、学校の希望を取りまとめて選書されるとの説明がありました。

次に、厚生分科会でございます。

自立支援給付費の扶助費について、第6期障がい福祉計画の中でも増加していくと明記されていることから、前年度等の実績を踏まえて当初予算に計上できないのかとの質問に対し、障がい者給付費については、例年増加傾向にあり、当初に見込みが立たないことから実績を踏まえて補正予算で対応を行っているが、今後は当初予算に盛り込むことも可能であることから財政課と協議していきたいとのことでありました。

また、塵芥処理費について、本年8月11日の大雨により被災された処理費ということだが、その積算根拠はとの質問に対し、市内の被災家屋等は矢部2件、星野1件の計3件であり、その解体費及び撤去に関する費用を国の基準に沿って1件当たり約4,500千円で積算し、総額13,850千円を計上しているとの説明がありました。

次に、建設経済分科会でございます。

新型コロナウイルス感染症対策農業生産支援金については、今回は175件の農家であるが、この農家は全てお茶農家なのかとの質問に対し、全てお茶生産者からの申請分であるとの説明があり、また、前回はお茶が含まれず、新たにお茶が加わった理由は何かとの質問に、前は1月から3月分であったが、今回、4月から6月の第2期の中で影響を受けた品目にお茶の指定があったので、今回補正をお願いしているとのことでした。

小規模土地改良事業費補助金については、豪雨災害による125か所とのことだが、地域と内容についての質問があり、対象は市内全域125か所の継ぎ足し補助申請分との説明がありました。

以上が予算審査の概要でございます。

冒頭申し上げましたとおり、議案第63号は原案のとおり可決いたしておりますが、議会におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げ、予算審査特別委員会委員長の報告いたします。

○議長（角田恵一君）

委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、厚生常任委員会に付託された請願第7号及び総務文教常任委員会に付託された請願第8号、以上2件を一括議題といたします。

まず、厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

**○厚生常任委員会委員長（田中栄一君）**

おはようございます。厚生常任委員会に付託されました請願第7号 知的障害者が安心して暮らせる入所施設の新設を求める政府への意見書提出についての請願について、審査いたしました概要並びに結果について御報告申し上げます。

審査に当たっては、紹介議員並びに請願者から請願の趣旨等について陳述説明を受け、その後委員からの質疑を行いました。

当委員会といたしましては、制度の内容等を慎重に調査研究すべきであり、また、他自治体の状況調査なども行う必要があるため、継続審査とすることに全員賛成で決しました。

以上、委員長報告とします。

**○議長（角田恵一君）**

次に、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

**○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）**

おはようございます。総務文教常任委員会に付託されました請願第8号 尖閣諸島をはじめ領土・領海などを守る法整備などに関する意見書案の提出を求める請願について、審査いたしました概要及び結果について御報告申し上げます。

審査に当たりましては、請願人より請願内容について説明を受けたところであります。

本請願は、尖閣諸島をはじめ領土・領海などを守る法整備などに関する意見書提出を求めて請願されたものであります。

審査の中では、法整備などに関する意見書の提出を求めてあるが、どのような法整備を求めているのかとの質問があり、請願人からは、日本政府による外交交渉の実態が見えていないため、外交上の主権の主張を行うよう日本政府に求めるものである。また、領土・領海の問題が国民に認識されていないように思われるため、学校現場、あるいは社会人教育においても、北方領土、竹島、そして、尖閣諸島の問題について国民に啓発を求めるものであるとの説明がありました。

また、現在でも国において領土・領海の問題について啓発が行われていると思うが、さらに特別な法整備を求めているのかとの質問があり、請願人からは、政府に対してしっかりと対応を求めたいと考えているが、今回の請願としては具体的なものはあえて明記してはならず、最終的には政府が決定すべきものであると考えているとの説明がありました。

また、法整備というのは、相手国が不法に侵犯してきた場合、攻撃できるような法整備を求める意味なのかとの質問があり、請願人からは、争うことが目的ではなく、日本国として毅然とした態度を示すため、国会で議論し、法整備をしてほしいとの意味であるとの説明がありました。

また、国への意見書や要望書の提出を求める活動は、八女市議会だけではなく、他の自治体議会への要請など足並みはそろえているのかとの質問があり、請願人からは、他自治体議会でも意見書採択がなされており、連絡を取り合いながら進めているとの説明がありました。

また、強い意見書にするためには、提出する相手先をきちんと示すべきと考えるがどうかとの質問があり、請願人からは、相手先として衆参両議長、内閣総理大臣や外務大臣、漁場の問題として農林水産大臣、海上保安庁を所管している国土交通大臣等、関係機関に法整備を求めるものであるとの説明がありました。

審議中の意見として、この請願は海上保安庁等の予算を増やす目的なのか、領土問題等について国民に啓発する目的なのか、具体的な内容が分からないとの意見、日本国は日本人自らが守るという毅然とした態度を取るために法整備を国に求めることが必要であるとの意見、また、相手国が領海を侵犯するため、漁業者にとって漁ができない状況にある、国民の生命と財産はしっかり守る必要があるため、法整備が必要であるとの意見がありました。

以上が審査の概要であり、採決の結果、請願第8号については賛成多数で採択することに決しました。

なお、請願第8号については、本会議において採択いただきましたなら、後ほど意見書案を提案させていただきますので、議会におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上、当委員会に付託されました請願の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

**○議長（角田恵一君）**

委員長の報告は終わりました。

まず、請願第7号 知的障害者が安心して暮らせる入所施設の新設を求める政府への意見書提出についての請願の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決いたします。

請願第7号に対する委員長報告は継続審査であります。委員長の報告のとおり継続審査することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

全員賛成であります。よって、請願第7号は閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に、請願第8号 尖閣諸島をはじめ領土・領海などを守る法整備などに関する意見書案の提出を求める請願の委員長報告に対する質疑を行います。

**○6番（田中栄一君）**

委員長にお尋ねします。

報告書の中で、他自治体議会への要請など足並みはそろえているのかという質問に対して、他自治体議会でも意見書採択がなされており、連絡を取り合いながら進めているという報告がございました。これにつきまして、その提出状況と採択状況について調査をされたのかどうか、お尋ねいたします。

**○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）**

他自治体との協議をしたとか……（「調査」と呼ぶ者あり）調査したのかという質問でございますが、調査はしておりません。

**○6番（田中栄一君）**

請願要旨に「領土・領海などを守る」という文言がございました。「など」とは北朝鮮拉致問題を指していると思っておりますが、拉致は北朝鮮が情報収集などをする工作人員を日本人のふりをして韓国に送るために、日本語や日本の習慣を教える教育係として日本人が必要になったことが拉致の理由の一つとされております。私は、領土・領海問題と北朝鮮による拉致問題は別問題として考えるべきだと思っておりますが、委員会ではどのように捉えられましたでしょうか。

**○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）**

審査の概要を私が説明した分が恐らく全てだろうと思えます。そういった質問は出ておりません。

ただ、法整備については、ここで決めるのではなくて、あくまでも国会が決めるということでもありますから、それについては審査していなかったと思っております。

**○6番（田中栄一君）**

北朝鮮による拉致は日本が領土・領海を自ら守る意思を示さなかった中に起きたと言われておりますが、日本の領土・領海は防衛省や海上保安庁が劣悪な環境の中で24時間365日守っておりますので、決して日本が領土・領海を自ら守る意思を示さなかったということはないと思っておりますし、最前線で奮闘している関係者に対して、私は無礼なことじゃないかなと感じました。その点での議論はありましたでしょうか。

**○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）**

その辺についてはあっておりませんが、度重なる領海侵犯、それから沖縄や、あるいは隠岐島等での漁民の生活を守るためにも、やはりそういった啓蒙活動というのが必要ではない

かというのは皆さん一致した意見だったと私は思っております。

○6番（田中栄一君）

請願者は、津軽海峡が国際海峡とされ、通過通航権が認められていると承知しながら、他国の艦艇が通過することを看過できないと言われております。請願者は国際法をどのように捉えられてこういった表現をされていたのか、そこら辺にお尋ねはございましたか。

○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）

それはあっておりません。

○6番（田中栄一君）

北方四島、竹島、そして、尖閣諸島は、我が国固有の領土として国際的にも認識されている中で、他国からの一方的な主張があることは明白であります。国内法を整備しても他国への効力が無効という中で、あえて相手国を刺激するような法律の整備というのはいかなものかとも思いますし、必要であろうとも私自身悩んでおるところでございますが、こういった動きを政府がやっている中で、あえて政府に法整備を求めることについて、委員会での議論というのは報告にも出ておりますけど、そのために意見書を出されておりますが、そういった部分についての議論というのはございましたでしょうか。

○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）

あつてはおりませんが、例えば、排他的経済水域内で日本の漁師が漁をできないという状況をどうしても日本人として守りたい、そういったところについては、どことは言いませんけれども、外国からのいろんな侵入者が多い中で、やはり強い意見を出すような意見書が必要ではないかという意見が出たことは事実でございます。

ただ、今、皆さん御存じのように領海を簡単に侵犯してくるどこかの国のように、そういったことは絶対ないような啓蒙活動をしていただきたいというのがこの意見書の趣旨でありまして、法整備というのはあくまでも国会がやるべきだと私は思っております。

○8番（高橋信広君）

一つお聞きします。

今、この委員長報告にいろいろ入っておりますが、その中の「法整備など」というこの「など」について、具体的にはどういうことだったのかについてお聞きいたします。

○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）

質問されましたから、勝手に私が私見を言うわけにはいきませんが、国民に対する啓蒙活動、それから、社会通念上の拉致問題とか、日本の国といわゆる境界を接するような国とのきちっとした整理というのは必要じゃないかということで、その「など」ということで理解をしております。

○8番（高橋信広君）

ということは、委員長報告の中にあるどのような法整備を求めるかということについての回答が、外交上の主権の主張を行うよう政府に求める、あるいは国民に啓発を求める、日本国としての毅然とした態度を示すためと、これが「など」ということで理解してよろしいのでしょうか。

○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）

そのように理解してください。

○8番（高橋信広君）

それからもう一つ、これは非常に難しい課題と認識しておりますが、継続審査ということの選択肢は検討されたかどうかについてお答えいただきたいと思います。

○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）

そのような意見はございませんでした。

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○6番（田中栄一君）

動議を提出します。

今、高橋議員からも言われましたように、この問題につきましては、国際法を含んだ非常に微妙な部分もございますので、総務文教委員会で調査が不適だったということは申し上げませんけれども、もうちょっと深く調査をすべきじゃないかなと。そして、他自治体関係の動きとか、そういった部分についてもやはり調査しておくべきじゃないかなという思いで、継続審査すべきじゃないかということでの動議を提出いたします。

○議長（角田恵一君）

ただいま田中議員より動議の提案がございました。この動議に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

1名以上の賛成者がありますので、この動議は成立いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時24分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き再開いたします。

ただいまの田中議員からの動議に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

賛成少数で動議は否決されました。

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

請願第8号に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、請願第8号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

## 日程第2 議案上程・説明

○議長（角田恵一君）

日程第2. 議案の上程を行います。

市長より議案3件、委員長より議案1件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略し、議案第71号から委員会提出議案第8号まで計4件を一括議題といたします。

まず、市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（三田村統之君）

改めておはようございます。本日の議案審議、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

令和3年第5回八女市議会定例会において、報告1件、議案17件を御承認いただき、誠にありがとうございます。

さて、本市の将来に向けて、充実した市民サービスの提供と市民の安全・安心のための防災拠点施設の整備等を目的とした新庁舎建設工事の準備を進めておりました。このたび、入札が終了し、落札者が決定をいたしましたので、本日、建設工事の契約議案を追加提案させていただきます。

また、令和3年11月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策につきましては、市民生活の安定を図るため速やかに実施する必要があることから、第11弾の緊急支援策として追加をいたします。

まず、先に議決いただいた一般会計補正予算（第9号）に計上しておりました子育て世帯への臨時特別給付金給付事業を拡充するため、対象児童1人当たりの支給額を50千円から100千円に増額をいたします。

次に、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、住民税非課税世帯等に対して臨時特別的な給付措置として1世帯当たり100千円を給付するものであります。

今定例会に追加提案いたします案件は、これらの案件を含む議案3件でございます。ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議案第71号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

八女市新庁舎建設工事を施工するため、特定建設工事共同企業体による条件付一般競争入札を実施しましたところ、東急・イノウエハウジング特定建設工事共同企業体を工事請負人に決定いたしました。

本案は、東急・イノウエハウジング特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第72号 令和3年度八女市一般会計補正予算（第10号）について御説明申し上げます。

この補正は、令和3年11月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策の実施に関するものでございます。

補正の内容といたしましては、先に議決をいただいた一般会計補正予算（第9号）に計上してあります子育て世帯への臨時特別給付金給付事業について、その支給額を増額するとともに、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業の実施に必要な経費を計上するものでございます。

補正の額といたしましては、歳入歳出それぞれ1,241,644千円を追加するもので、総額は46,737,333千円となります。

なお、この補正予算に計上しております事業は早急に取り組む必要があるため、本日の採決をお願いするものでございます。

議案第73号 固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、現委員である松尾努氏が本年12月23日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員として選任することについて、市議会の同意をお願いするものでございます。

御承知のとおり、固定資産評価審査委員会は3人の委員をもって組織され、任期は3年です。その職務は、固定資産課税台帳に登録された価格に関し、不服申出があった場合

に、中立的、専門的な立場から審査決定するものでございます。

松尾氏は、人格、識見ともに優れ、土地家屋調査士、宅地建物取引士として、長年にわたり固定資産関係業務に携わっておられます。現在は、固定資産評価審査委員会委員長として重責を担っていただいております、適任であると存じます。

以上で全議案の説明を終わります。

議会におかれましては、十分御審議いただきまして、原案どおりに御承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

**○議長（角田恵一君）**

次に、総務文教常任委員会委員長より提案理由の説明を求めます。

**○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）**

委員会提出議案第8号について提案理由の説明を行います。この意見書案は、先ほど採択されました請願第8号の趣旨に基づくものであります。

委員会提出議案第8号 尖閣諸島をはじめ領土・領海などを守る法整備などに関する意見書について説明申し上げます。

北方領土は、国際法上にも歴史的経緯から見ても明らかに我が国固有の領土であり、その返還を実現することは、我々に課せられた国民的課題であり、全国民の悲願です。

また、尖閣諸島は、明治28年1月に我が国政府が沖縄県への所轄を決定して以来、歴史的にも国際法上も我が国固有の領土であることは明らかであり、島根県の竹島も北方領土、尖閣同様に、歴史的にも国際法に照らして我が国固有の領土です。近隣諸国の覇権主義や侵略行為から、国民の生命、安全、領土・領海を守ることは国の責務と考えます。

したがって、国会及び政府に対し、領土・領海、主権侵害の問題について、関係国との外交交渉はもちろんのこと、領海警備など法整備を行い、国民に教育、啓発を行うように衆参両議院及び関係行政庁宛て意見書を提出するものであります。

議会におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

**○議長（角田恵一君）**

以上で議案の上程を終わります。

**日程第3 議案審議**

**○議長（角田恵一君）**

日程第3. 議案審議を行います。

議案第71号 工事請負契約の締結について（八女市新庁舎建設工事）を議題といたします。本案について質疑を行います。

**○10番（牛島孝之君）**

まず、お聞きいたします。

入札予定価格、端数は切りますが、66億円、最低制限価格56億円、何社ほど入札に参加されたのか。各ゼネコン、あるいはJ V、価格は幾らだったのか、お教え願います。

**○総務課長（秋山 勲君）**

お答えします。

今回の入札につきましては、特定建設工事共同企業体、J V結成によりまず条件付一般競争入札で行っております。

J Vの組合せと入札額でございますが、6組のJ Vから入札参加の申請がございまして、うち1社は辞退をされております。

組合せでございますが、佐藤工業と立花鉄工建設、入札額が5,658,000千円、それから、前田建設工業とやひめ建設、こちらが5,121,159千円、それから、三井住友建設と石崎組、5,645,000千円、戸田建設と大坪建設、5,268,000千円、東急建設とイノウエハウジング、5,121,159千円でございます。それから、フジタとオオキタ建設については辞退をされております。

以上でございます。

**○10番（牛島孝之君）**

工事概要として1から5ということで、本庁舎棟新築工事、附属棟新築工事、既存庁舎等解体工事、外構工事、上記に係る電気設備、機械設備及び昇降機設備工事となっております。

今現在、庁舎敷地北側で行われております解体工事、村上時計店から古賀家具屋ですかね、あれはこの金額の中には当然含まれておらないということで了解してよろしいでしょうか、いかがですか。

**○新庁舎建設課長（石川幸一君）**

御説明申し上げます。

今、村上時計店さんと古賀家具店さんの解体工事につきましては、市が行いました用地買収及び物件移転補償契約に伴うものでございまして、それぞれ所有者の方が解体工事をされているものでございます。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

今、所有者の方が解体工事と言われましたけれども、ということは、売買契約についてもある程度できておるから当然所有者が取り壊されているということでよろしいですか。

**○新庁舎建設課長（石川幸一君）**

当該物件につきましては、今言われましたとおり終了しております。

**○10番（牛島孝之君）**

それこそ公共工事で一番心配するのが、確かに最低制限価格が決まっておりますので、この最低制限価格で入札されたということですがけれども、市長も9月15日の凍結解除のときに言われました。要するに建築資材が今上がっておる、あるいは人件費が上がっておるとなったときに、当然入札業者についてはこの工事請負契約内でされるとは思いますが、間違いないとは思いますがけれども、後から追加とかいうことは考えなくてもよろしいのでしょうか、いかがですか。

**○新庁舎建設課長（石川幸一君）**

その件につきましては、応札されました各企業団の判断で、まず入札をしていただいております。基本的にはそれで全ての工事が終了することになりますけれども、諸般の事情で契約内容が変更になったりする場合は当然ございます。その節は変更契約という形を取りますが、今、議員がおっしゃいましたような案件につきましては、よっぽど建設資材、労務単価等、いわゆる建設物価が激しく上昇しまして、そうした場合は国、県がそういった取扱いについて方針といいますか、取扱いについて通知等があると認識しておりますので、市といたしましては、そうした国、県の動きに準じまして対応していきたいと考えておるところでございます。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

今のお聞きしますと、国、県が要するにそういう資材の高騰とか人件費、当然今、人件費とかいろいろ言われておりますので、そういうのが上がった場合には最低制限価格よりも追加がある可能性は、今の答弁でいけばあるということですね。今はこれでしてはありますがけれども、今言われたように国、県、そこら辺の事情によっては、この最低制限価格も超えるかもしれないということは——そう取っていいのでしょうか、今の答弁としては。違いますか。

**○新庁舎建設課長（石川幸一君）**

実際契約をさせていただきました内容ですね、いわゆる今回事業概要にも書いていますような工事、これにつきましては3年間、令和7年2月までの工期の間に行われる工事の費用を契約させていただいておりますので、基本的にはこの金額内で工事をしていただくと思っております。

ただ、これは未来のことでございますので、建設物価の高騰、インフレとか、そういったものがあつたときに当然国もそうした取扱いを検討されると思います。そうした場合は国の動き、県の動きに準じて対応するというところでございますけれども、基本的にはこの金額で工事をやっていただくということでこちらは認識しております。

**○10番（牛島孝之君）**

要するに基本的には当然入札価格ですけれども、国、県の事情によってはこれを超えることもあり得るといふ答弁ということでは理解してよろしいでしょうか、いかがですか。

**○新庁舎建設課長（石川幸一君）**

この基準がかなり高うございます。ちょっと今、数字的にははっきり覚えませんが、よっぽどの物価の上昇がない限り、こういった取扱いはされませんので、本当に万が一、世界的恐慌だったり、いろんな予期せぬような事態のときにはそういう取扱いがあることはあると。

ただ、基本的には多少何%かだとか、一桁台の物価の伸びとか、そういうのではこういう取扱いはされませんので、その点があくまでも国、県の動向でさせていただくと、いわゆる市が単独の判断で取扱いをさせていただくということではございませんので、御安心いただきたいと思っております。

**○10番（牛島孝之君）**

御安心していただきたいという言葉はちょっとあれと思っております。やはり市民の大事な財産であり、要するに国からの補助金等ありますけれども、市民の税金を使う庁舎でありますので、そこはきちっとこの業者に対して誓約書的なものとは言いませんけれども、この中で令和7年2月ですかね、それまでにはきちっと当然終わるだろうし、金額内ということではきちっと言っていただきたいと、そう思います。

終わります。

**○市長（三田村統之君）**

今、御質問がっておりますけれども、契約金額、これを変えることは原則的にはございません。これで施工、完成させていただくということが原則でございます。

ただ、社会情勢によって、いろんな公共施設も含めて、国の指導で、例えば、こういう考え方にしなさいということが過去にあったことはありますが、めったにこれはございません。したがって、私どもとしては議員おっしゃるように、現契約額で完成をさせるということに徹してまいりたいと思っております。

**○17番（森 茂生君）**

ちょっと一、二点お伺いします。

瑕疵担保責任、これはどのようにになっているか、お伺いします。

**○総務課長（秋山 勲君）**

お答えします。

契約不適合責任ということになるかと思っております。こちらにつきましては、公共工事請負約款におきまして、受注者の故意、または重過失によるものについては10年、それ以外については2年と規定をしております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

住宅の品質確保の促進等に関する法律ということで、10年が義務づけられているかと思えます。基本的な部分の瑕疵については10年、お互い合意すれば20年まで延長できるとなっているようではけれども、そのようなことは話をされたかどうか、お伺いします。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

今、森議員が申されました住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定でございますが、住宅新築請負工事では構造耐力、または雨水の浸入によるものが10年ということで規定をされておるようでございますが、こちらについては民間住宅、それから公共住宅が該当しますので、庁舎については該当いたしませんので、よろしくお願ひします。

○17番（森 茂生君）

公共事業に関しては20年というのはないということですね、これで理解してよろしいですか。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

住宅に関しての規定でございますので、今回は新庁舎建設でございます。

○17番（森 茂生君）

当然10年というのも、この住宅の品質確保の促進等に関する法律の中に明記されているわけですが。この中に、場合によっては20年とすることができるとなっているかと思えます。

それで、ちょっとそこは私疑問に思いますがけれども、もう一度お尋ねします。明確に10年ということですね。話し合いによって20年に延長できるというのはないということですね。

○議長（角田恵一君）

暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き再開いたします。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

住宅の品質の確保については、10年ということになっております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

ちょっと疑問に思いますけれども、私もこれ以上は勉強していませんので、ちょっと私自身また勉強させてもらいます。

この瑕疵担保は10年ということですが、こういう事態が起きたら大きな金額が発生します。そこで、最近、住宅瑕疵担保履行法というのが施行されているかと思えます。というのはどういうことかという、例えば、雨漏りとか基礎部分がゆがんだとすると大きな金額が要るわけです。そうすると、会社が倒産したり、その能力がなかった、そういうのを防ぐために住宅瑕疵担保履行法というのが施行されているかと思えます。これには、保険に強制的に入ってもら、あるいは保証金の供託などが義務づけられているかと思っております。それはどうなっているのか、お伺いします。

**○総務課長（秋山 勲君）**

お答えします。

今お尋ねの件につきましては、住宅に関する内容ということだろうと思えます。今回の議案につきましては新庁舎建設の契約議案でございますので、そこら辺の内容については把握をしておりませんので、よろしくお願いたします。

**○17番（森 茂生君）**

時間もありませんので、ちょっとまた私も後で勉強してみます。

もう一点だけお伺いしますけれども、特に庁舎なんかを契約する場合、適正に工事が行われているかどうか、必要な監督をしなければならぬと地方自治法でうたわれております。どのような監督、または検査が行われる予定なのか、どうなっているか、お伺いします。

**○新庁舎建設課長（石川幸一君）**

この工事施工に伴います監理に関しまして、監理業務委託を結んでおります。その設計を行いました梓設計でございますけれども、こちらで施工監理をまずしていただくと。職員につきましても、建築士を2名張りつけて、現場監督と一緒に随時立ち会いまして、いろんな検査だったり、確認とか、そういう作業を施工監理委託業者と一緒にやるように計画をしておりますので、よろしくお願いたします。

**○17番（森 茂生君）**

ひとつよろしくお願いたします。

それから、1億円以上、あるいは工期が6か月以上の場合、検査を原則2回はするべきだとなっているかと思えます。それはきちっと予定されているかどうか、お伺いします。

**○新庁舎建設課長（石川幸一君）**

その検査につきましては、当然規定に基づいて行います。ただ、日程等につきましては、今日の議案が可決いたしまして、契約が正式に成立した段階で、まず施工業者と施工監理者をやります委託業者と、それと市と協議をしまして、工事日程及び途中検査の日程、そ

うものを計画してまいります。その中で規定に基づいた対応をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

**○17番（森 茂生君）**

議案第71号 工事請負契約の締結について、反対の立場で討論します。

現在、新規のコロナ感染者はほとんど出ておりませんが、オミクロンの感染者が県内でも確認され、まだまだ予断を許さない状況だと思われます。また、その一方で、経済の専門家はコロナの影響で生活が一変し、非正規雇用の人たちを中心に所得環境は厳しさを増しており、今まで経験したことのない富裕、貧困の二極化に直面しているという見解を出しております。

八女市においても、DVの相談件数が急増しているということです。恐らくはコロナ禍によるもろもろの影響や貧困が原因だろうと思われます。そのため、立場の弱い女性や子どもたちを中心に深刻な事態が進行している気がしてなりません。年の瀬を迎えた今日、コロナ対策に万全を尽くすべきで、庁舎建設予算の凍結解除は早過ぎると考えます。以上の理由により、議案第71号に反対するものです。

以上です。

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

起立多数であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

議案第72号 令和3年度八女市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

**○16番（三角真弓君）**

改めての確認でございます。

一括100千円というのは非常にありがたいことだと思っております。この時点での対象者、内訳をお願いしたいと思います。子育て支援100千円一括の支給対象者の数をお願いします。

**○子育て支援課長（平島英敏君）**

お答えいたします。

今回交付する対象者は、前回補正をいただいた方と対象は一緒でございます。令和3年9月の児童手当の受給者、その本則給付の方、さらには来年3月31日までに出生された方、併せて高校生を養育されてある方で児童手当の本則給付相当の方ということで、児童の総数につきましては8,943人を見込んでおります。

以上でございます。

**○16番（三角真弓君）**

すみません、ちょっとよく数が分からないと。例えば、就学前とか——これは高校生の人数は入っているのでしょうか。例えば、就学前が何人とか、小学校、中学校、そして高校、その人数でお願いしたいんですけども。

**○子育て支援課長（平島英敏君）**

申し訳ございません。小学生、中学生、高校生という形での区分ではございませんで、現在児童手当をもらっていらっしゃる方、その対象者が約6,500人ほど、児童手当を受給されて同世帯に高校生がいらっしゃる方、約750人、それと、児童手当を受給されているところで来年3月までに子どもさんが生まれるであろう方が約210人を見込んでおります。

それと、これとはまた別に、市のほうではちょっと把握ができておりませんが、公務員の方、さらには児童手当の受給がもう既に終わって高校生以上のみを扶養されている方、これも見込数でございますけれども、中学生までで約650人、高校生の方が約730人、その世帯で新生児が生まれる数が約20人ほどで、合計いたしまして8,943人を見込んでいます。

以上でございます。

**○16番（三角真弓君）**

分かりました。

そしたら、この時点での住民税非課税世帯ですね、100千円給付、これは何世帯ぐらいありますか。

**○福祉課長（栗山哲也君）**

御説明いたします。

住民税非課税世帯の臨時特別給付金につきましては、7,800世帯ということで見込んでおりまして——7,800世帯でよろしいですか。（発言する者あり）

住民税非課税世帯へお配りする100千円につきましては、7,800世帯を見込んでおります。

以上です。

**○議長（角田恵一君）**

ほかございませんか。

**○6番（田中栄一君）**

今の関係でちょっとお尋ねしますが、昨日の西日本新聞に八女市も27日に一括交付予定であるということで、これは多分18歳以下の方もそのとき一緒にという思いで聞かれると思うんですけども、この点については十分周知をしていただきたいと思いますし、議決前にこれが出たということもまた遺憾なことでありますけれども、そういうことは別にしてちょっとお尋ねしたいのが、今回の50千円についても27日に一括で100千円支給されるという確認です。

それともう一点、他の自治体では9,600千円超の部分についても支給をしますよという決定をしているところがあるみたいですね。八女市としてはそういった検討をなされたのか、対象がどのくらいあるのかということが分かればお尋ねしたいと思います。

**○子育て支援課長（平島英敏君）**

お答えいたします。

まずは今回の50千円と前回の50千円、どんな形での振込なのかと申し上げますと、分割での振込ではございませんで、一括しての振込でございます。

もう一つ、言わば児童手当をもらっている方で特例給付の方がいらっしゃいます。児童手当法の中に所得制限限度額というのがございまして、サラリーマン世帯で、今、議員がおっしゃいましたとおり、3人扶養で9,600千円、その件については検討いたしましたけれども、対象者としては約300人以上を八女市で見込んでおります。その方についての支払いも考えてはみましたが、最終的には国どおりの設計で実施をしてみたいということで決定をしたところでございます。

以上でございます。

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

議案第73号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第73号は原案のとおり同意することに決しました。

委員会提出議案第8号 尖閣諸島をはじめ領土・領海などを守る法整備などに関する意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、委員会提出議案第8号は原案のとおり可決されました。  
ただいま可決されました意見書につきましては、地方自治法第99条の規定により関係行政  
庁に提出いたしますので、御了承願います。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これにて令和3年第5回八女市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時5分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

八女市議会議長 角 田 恵 一

八女市議会議員 堤 康 幸

八女市議会議員 栗 原 吉 平